

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 木付 親次

1 日 時

令和元年7月26日（金） 午後1時30分から
午後3時30分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、衛藤博昭、今吉次郎、麻生栄作、尾島保彦、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

平岩純子

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 中島英司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第52号議案のうち本委員会関係部分、第55号議案から第58号議案まで及び第60号議案から第62号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情4について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 大分県外国人総合相談センターの開設について、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー・聖火フェスティバルの概要について、損害賠償の額の確定について（報第7号）及び大分県行財政改革アクションプランの進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主査	後藤仁美

総務企画委員会次第

日時：令和元年7月26日（金）13：30～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：30～14：30

(1) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 4 大分県版地方創生の総括に関することについて

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①ネットワーク・コミュニティの取組について

(4) 諸般の報告

①大分県外国人総合相談センターの開設について

②東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー・聖火フェスティバルの概要
について

(5) その他

3 総務部関係

14：30～16：00

(1) 付託案件の審査

第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 55号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

第 56号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

第 57号議案 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

第 58号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 61号議案 大分県税条例等の一部改正について

第 62号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①地方創生における市町村の取組及び県との連携について

(3) 諸般の報告

①損害賠償の額の決定について（報第7号）

②大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について

(4) その他

4 協議事項

16：00～16：10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、御承願います。

なお、本日は平岩委員が欠席しています。また、麻生委員が遅れています。

また、本日は委員外議員として森議員に出席いただいています。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案8件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第5号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

中島企画振興部長 それでは、今回提案していただきます令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係について説明します。

お手元の令和元年度企画振興部予算概要の3ページをお開きください。

企画振興部の欄ですが、7月補正の欄に、補正予算額（A）として4億8,828万8千円を計上しています。

その上の既決予算額77億7,178万4千円と合わせますと、累計額は82億6,007万2千円となります。

これを右の欄にある平成30年度当初予算額（B）と比較しますと、1,676万円の増、率にして0.2%の増となっています。

なお、今回の補正予算に係る企画振興部の8事業のうち6事業については、いずれも先日の予算特別委員会で説明したので、本委員会での説明は省略します。残りの2事業については、

担当課長から説明しますので、よろしく願います。

中山おおいた創生推進課長 それでは、お手元の令和元年度企画振興部予算概要により、御説明します。

17ページをお開きください。一番下の地域活力づくり総合補助金です。

補正予算額は1億7,500万円、当初予算と合わせた累計額は5億円です。

この事業は、活力みなぎる地域づくりを推進するため、地域の活力維持・発展に向けた様々な主体の取組を支援するものです。

地域資源等の特色をいかした持続可能な取組の立ち上げや定着を支援する地域創生枠、本格的な事業実施前の調査研究や試行等の挑戦を支援するチャレンジ枠を設定し、きめ細かく柔軟に、地域活力の維持、発展を図る取組を支援していきます。

続いて、次の18ページをお開きください。ネットワーク・コミュニティ推進事業費です。

補正予算額は3,971万円、当初予算と合わせた累計額は1億530万4千円です。

この事業は、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の希望をかなえるため、複数集落で機能を補うネットワークコミュニティの構築を市町村と連携し推進するため、地域コミュニティ組織が行う交流拠点の整備や高齢者の見守り、買物弱者対策等に要する経費に対し、市町村と連携して助成するものです。

詳しくは、後ほど県内所管事務調査のまとめの際に御説明します。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

尾島委員 今、ネットワークコミュニティで県下の広域協議会が結成されたと思うんですけど、何団体参加しているんですかね。

中山おおいた創生推進課長 実績ですか。

尾島委員 もしデータがあれば後ほど、市町村ごとの数とか、分かれば教えていただきたいと思います。

中山おおいた創生推進課長 市町村ごとの参加状況などの資料は手元にありませんので、後ほどお示しします。

尾島委員 この協議会に参加しているところが、すなわち各市町村のネットワークコミュニティの構成組織で、その数とイコールなんですかね。入ってないところもあるんですか、その辺はどうでしょう。

中山おおいた創生推進課長 基本的には、ネットワークコミュニティを形成する地域の中の運営組織の役員ですとか事務局の方が研修事業等に参加する会ですので、ネットワークコミュニティに参加している、関わっている方という顔ぶれになります。加えて、市町村の職員も研修などには参加しています。

尾島委員 例えば宇佐は協議会の数が多く、それなりに歴史もあって、宇佐地域の中に宇佐地域の協議会があるんですよね。市町村によってはネットワークコミュニティの取組が遅れて、数が余りないために、市の中で協議会そのものができてないところもあると思います。その辺はこれから少し手厚く支援をしながら、小さい団体が市内でつながり県内でつながる、ピラミッド式の組織を作ってほしいと思いますので、また頑張っていたきたいと思います。

今吉委員 今の件なんですけど、かなり視察も行きましたが、数の対策としてはみんな頑張っていると思うんですけど、この活動ってもう何年ぐらい続いているんですか。

中山おおいた創生推進課長 さきほど申しましたように、後ほど県内所管事務調査の中でも資料を示しつつ御説明しますが、本取組は平成20年度から小規模集落対策として開始し、ネットワークコミュニティという形になったのは平成27年度です。

今吉委員 視察に行ってみると、高齢の方、元気な人はみんな頑張っていますよね。後継の問題っていろいろあるでしょうけれど、やっぱりそれがずっと続けば一番いいんだろうけれど、

後継者の問題というのは解決できるのか。そこはどうでしょう。

中山おおいた創生推進課長 さきほど尾島委員からも御質問いただきましたが、地域コミュニティ組織広域協議会というのを昨年度設立して、人材の問題だけには限りませんが、運営のハウツーだとか、いろいろな継続的な活動のポイントであるとか、そういった課題を共有しながら、また好事例も共有しながら、そういった人材の確保、育成に関する研修や情報を提供しています。

中島企画振興部長 ネットワークコミュニティについては、高齢化が進む、少子化が進んでいく地域をどうやってコミュニティとして維持していくかというところで苦心しているんですけども、このままいくとやっぱりだんだんコミュニティとしては先細りになるんです。やはり今、私どもがやっています移住・定住の促進施策と、そういったものを組み合わせながらやらないと、このまま先行きはどうなるんだというところには、なかなかお答えできないのかなと。やっぱりそういう施策の組み合わせになると思います。

今吉委員 移住については、多分県職の人も何人か移住させるんでしょうね。

中島企画振興部長 移住は、させるというのではなく、やっぱりその地域の魅力をしっかり発信して、来ていただくというところで行きまわっていますので、県の職員だから、あなた、そこに移住しなさいというわけには、なかなかいかないのかなと。

衛藤副委員長 予特のときに、ブルースタジアムプロジェクトの成果指標について聞きました。決特のときにいつも成果指標資料というのが出てくるじゃないですか。ブルースタジアムのプロジェクトのときに、成果指標は何なんですかって聞いたら、これからアンケートを取って決めますみたいな話だったんです。今日財政課の方も来ているので伺いたいんですけど、そもそも予算組みのときに、決めるもんだと思うんですよね。そうじゃなかったら、決特のときに鉛筆をなめて、そのときの状況を見ながら、とり

あえず達成できましたって書いちゃうことになるんで、決特自体が意味をなさなくなる。だから、僕はあの答弁というのは非常に違和感があって、予算組みをする時点で、そもそも決めてるはずじゃないんですか。決めてないものとかってあるんですか。固定費とかは無理だとは思いますが、事業関係については、最初に予算があがったときに達成目標数値って決まっていなくておかしいし、そうじゃなかったら決特が意味をなさない。それ、本当にちゃんとやっているんですか。この前の答弁で大丈夫なのか、すごく不安になったんですけど、そこの実態というのはどうなっているんでしょうか。

秋月芸術文化スポーツ振興課長 先日は明確な答弁ができませんで、大変申し訳ありませんでした。

ブルースタジアムプロジェクトについては、スポーツ産業をさらに振興させることで、例えば地場産業であったりとか町のにぎわいを増していこうというものです。モデル的に大分スポーツ公園のにぎわいを増すことで、そうした取組を積極的にやっていきたいということで、目標数値としては、まずは大分県のスポーツの拠点となっている大分スポーツ公園、その人数をさらに増やしていこうと数値化しています。

目標数値としては、今年度の大分スポーツ公園の利用者の総数で、147万2千人です。それは、これまでの個々の数字に誘致なども踏まえて数を増やしていくという目標にしています。

衛藤副委員長 147万2千人というのは、どの数字からですか。

秋月芸術文化スポーツ振興課長 スポーツ公園の過去の5年間の平均と、大規模イベントを誘致するという数値や、今年はまたラグビーがあったりもするので、そういう数値を加えて147万2千人という数字を設定しました。

衛藤副委員長 財政課に伺いたいんですけど、目標設定をさせているんですよね、必ず。予算組みとか審査するときにはちゃんと。

財政課安部主幹 予算のときは、行政企画課の指導で事務事業評価を別途やっています。事務事業評価の結果と予算組みは連携させていかな

いといけないので、去年の途中から、内部的に目標を書く事業で何本か分析指標的なものを定めて、必要予算と連動させて査定をするようにしています。今、課長が言われたような形での指標設定を今年はしていこうということで、現況……。

衛藤副委員長 それ、今までやってなかったんですか。最近やり始めたんですか、事務事業評価と予算を。当たり前の話だと思うんですよ、一体的に考えて……。

財政課安部主幹 語弊があったんですけども、徹底は確かにできていなかった面があったので、それを全庁的な形として連携させていくという整備をしたという意味で捉えていただければと思います。（「分かりました」と言う者あり）

木付委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されています陳情4大分県版地方創生の総括に関することについて、執行部の意見を求めます。

中山おおいた創生推進課長 陳情文書表の4ページをお開きください。

本陳情は、県が地方創生先行型交付金を財源とし、平成27年度に実施した新規就農創出基盤整備事業について、平成30年2月の会計検査院実地検査において指摘を受け、2億2,709万9,971円を国に返還した件で、原因究明等のため百条委員会の設置を求めているものです。

本事業は、大分県農業農村振興公社が実施する大規模リース団地事業に関して、県は地方創生先行型交付金を活用し、大分県農業農村振興公社に対して補助事業を実施し、公社はこの補助金を原資に基金を造成し、複数年にわたり新規就農者の栽培施設の整備を行ったものです。

県としては、県において基金を造成したもの

ではないため、取扱いに問題はないと考えましたが、会計検査院より本交付金は公社が造成する基金には充当できない旨の指摘を受けました。

このような事態が生じたのは、交付金制度に対する解釈の違いが原因だと考えており、会計検査院に対して、平成30年7月13日に原因を含めた最終的な報告を行ったところ、その旨を御理解いただきました。

指摘後の対応についてですが、平成31年4月12日に交付金及び運用益を返還しました。なお、返還した交付金は、基金に造成した貸付原資であったため、県・公社ともに実質的な損害はなく、公社の事業継続には影響がありませんでした。

また、同種事態の未然・再発防止を図るため、会計課長より全所属長宛てに文書を発出し、職員に対し周知徹底を行うとともに、この一連の経過については、所管の農林水産委員会での報告をはじめ、個別の取材対応などを通じ、県民への情報公開に努めたものと承知しています。

今後は、関係省庁とも連携を密にし、より一層の適切な法令遵守体制や補助事業の適正な執行体制の確立に向けて、万全を期していきます。
木付委員長 説明は終わりました。

この陳情について、御意見はありませんか。
衛藤副委員長 本来は交付金の対象とならない農業公社の施設整備のための積立金に充てられたと陳情書に書いているんですけども、こういう使い方をしちゃいけないという明文的なところ、使い方と文章的にはっきりと書いているものはあつたりするのでしょうか。逆に、その解釈となるような曖昧な書き方なのか、その辺がちょっとよく分からないんですけども。

中島企画振興部長 端的に申し上げますと、基金に充ててはならないという文言がありました。どこで解釈の相違があったかというところ、県として基金に充てずに、県は農業農村振興公社に補助金として支出して、そして補助事業が完結する。公社が基金に充当して、そこから事業費としてリース事業を行うと、こういうやり方を当時取っていましたので、県の事業としては、それは基金に充ててはならないことに当たらない

だろうという判断でした。

ところが、ガイドラインみたいなものだったと思いますが、それについて、最終的にはどうなったかというところ、会計検査院と内閣府、国の事業担当との協議の中で、それは主語が実はなくて、基本的にはどういう事業形態でも充ててはいけないということになり、そういうことであれば、私どもの解釈が間違いだったんですね。こういうことで、国の指摘を受け入れたというか、国の指摘どおりに、このお金についてはお返ししたという経緯です。

もう一つ、ちょっと長くなって恐縮なんですけど、地方創生交付金、この事業は先行型交付金と言って、これが地方創生の初めての交付金だったんですね。それで、地方創生交付金事業を国がやると言って、なかなか国の基準というものが示されずにずっと来て、2月とか、非常に遅い段階になって、案であるとか、そういったものが出てきました。なかなか国のガイドラインが示されない中、当時大分県だけでなく全国が何億円という事業にも取り組んだものですから、なかなかそこまでは目が届かなかったところもあります。そういった意味で、解釈違いということで申し上げているところです。

だから、不正に扱ったというところではなく、さきほど課長からも申し上げたように、基金で受け込んでいたものを、大変すみませんということでお返しをして、実損はなかったと思っています。

衛藤副委員長 文書を読む限りでは、交付金でもらって、最終的に基金で扱ってはいけません。農業公社に入れる段階で、それが積立金に使われるというのは分かっていたものなんですか。

中島企画振興部長 分かっていました。

衛藤副委員長 分かっていた。

中島企画振興部長 ええ。

衛藤副委員長 現に、それに使うはずと……。

中島企画振興部長 分かっていたんですけども、県の事業としては補助事業として、それで完結する。県の事業は、基金事業ではありませんので。そういったところで、これで大丈夫だという解釈をして、そういった事業を行ったという

ことです。

麻生委員 遅れて来て申し訳ないです。

この陳情に関して説明の部分はちょっと聞いていなくて、重なる部分があるかもしれませんが、もう一度確認なんですけど、会計検査院からの指摘で地方創生交付金を返還したと、これは事実ですし、これについてはもう昨年度、返還時点での常任委員会等での説明もありました。要は地方創生というのは、やっぱりやってみないと分からないと。そういう部分で、余り萎縮して、やること自体を止めるようなことじゃいかんということで、とにかくトライアルで徹底的にやるべきことはやれ、やった方がいいよねという話だったと思います。

そういう話の中で、陳情者から原因究明とか再発防止とか関係者の処罰とか県民への情報公開、県議会において百条委員会を設置なさいという陳情が出ているんですね。これは正直言って、不正があったとか、何もやらずして、こういったチャレンジもしてないことの方が、この地方創生、まち・ひと・しごとづくりについては問題だろうと思うんだけど、今回チャレンジはしているわけだね。

昨年度も大分県が担当として任命されている国の機関等の47名の地方創生コンシェルジュをもっと活用して、国の制度が明確に出てないからできないということではなしに、早い段階でそういったことについてしっかりやりなさいという話も指摘し、改善をしていくという約束をして、ここまで来ていると思うんですね。

だから、そういう状況の中、この百条委員会というのは、県議会としては、これからどこかで研究、検討するにしても、正直これはそぐわない。陳情者の願意からすると、しっかり2020年からの第2次地方創生に挑戦できる体制を構築なさいということだろうと思うんですね。

そのためには、県民の声をいかに吸収し、どのタイミングで、どういう形で、どのようなスケジュールで意見集約して見直しの中に組み込んでいくかが大事になってくる。そこら辺についての考え、スケジュール等、あるいはパ

ブリックコメントの時期とかやり方とかを含めて説明いただければと思います。

地方創生についての意見というのは、陳情されている方からもいろんな声をあげているやに聞いているんだけど、広報広聴として、こういった声をどのような形で受け止めて、どこにどのように振っているのかといった課題もあろうかと思うんですね。そういった部分も含めて答弁を求めます。

中島企画振興部長 では、広報以外の部分ですけども、地方創生、これからどうやっていかと。今回の議会の中でもいろいろと御指摘をいただきました。人口減少をどう食い止めるのかといったことがやはり大きな課題だと思っています。これに対応すべく、今できるところは今回の予算でもとやっていますし、それ以外には、今、安心・活力・発展プランの中間見直しの時期ですので、今年度の後半にはプランの見直しをして、新しくどういったことに取り組むのかをしっかりと議論しているところです。これに加えて、地方創生の部分においても国の総合戦略、これが今回改定期になります。来年度始まりの5年間の計画がこれからできる。それにあわせて県も総合戦略を作っていますので、これから見直しをして、来年度からのスタートに向けて、今、取り組んでいるところです。皆さんの意見をしっかりと聞き、新たに必要なのはしっかりとやっていくというプランを作って、それに向かって取り組んでいくと。

また、そういったプランを作るときには、当然パブリックコメントはやっていますので、プランを作るときにも委員から意見を聞きますし、県民の皆さんからのパブリックコメントなども含めて、意見はしっかりと聞いて、計画を作りたいと思っています。

河野広報広聴課長 県政モニターからは平成28年度に1件、まち・ひと・しごと創生本部についてという御質問をいただいています。内容としては、総合戦略に基づく事業成果を検証して、しっかり県民に公開するべきではないかという点、大分県版まち・ひと・しごと総合戦略は国の総合戦略と整合性が取れているのかとい

う点。もう一点が、県の総合戦略を勘案し、市町村が総合戦略を策定している事例があるのか。4点目が、創生本部内にオール大分体制、又は県内の市町村情報を一元的に収集できる体制が必要ではないかという御意見をいただいています。

それに対して、当時、まち・ひと・しごと創生推進室から回答していますが、事業成果については、産学連携の有識者で構成する安心・活力・発展プランの委員会において、事業成果等の検証をしっかりと行っていきますとお答えしています。

2点目の総合戦略については、国との整合性をしっかり取って県の戦略を作っていますと回答しています。

3点目の県の総合戦略を勘案して市町村が戦略を作った例としては、当時は宇佐市、豊後大野市、国東市等が同様の目標を設定しているとお答えしています。

4点目の組織体制については、大分県まち・ひと・しごと創生本部の中に産官学と民間や市町村で構成するまち・ひと・しごと創生本部地域別部会と、あとは民間の方も入れた安心・活力・発展プラン2015の推進委員会の中で、オール大分の体制で情報共有を図りながら地方創生を図っていきますという回答をしています。

麻生委員 要は、まち・ひと・しごとと地方創生というのが、人口減少の歯止めになっているのか、あるいは、経済的な部分で所得向上につながっているのか、そういった部分の指標、成果が出てくれば、こういう意見は出ないだろうと思うんですよね。

しかも、県政モニターは広報広聴課から委嘱しているわけですよね。であるならば、ちゃんとその論点や言いたいこと、県民の皆さんも専門知識をお持ちじゃない中で、行政に直接的に言いたいことをお願いして声を届けているわけですから、もっと丁寧な。要は一番届けたいという気持ちはどこにあるのか。それをどのように行政に反映させることができるのかという視点をしっかり持って、もうちょっとそういった部分での丁寧な対応が必要ではないかなと思

います。

広瀬知事は、安心・活力・発展プランを基本にまち・ひと・しごとづくりにも取り組んでいきますと。そういうスキームの中で、そこを見直していきますということを選挙公約に掲げて支持を得て、今、これからもそういう軸に基づいてやろうとしているわけですね。

しかし、この意見はそこが違うんだろうと思うんですよ、入り口がね。スキームそのものについて、国の交付金の使い道とかを考えると、そこが違うとおっしゃっているんだろうけれども、選挙公約というのは実に大きな問題で、その結果によってそれを進めていくというのは当たり前の話だろうと思うし、その入り口のギャップをじゃあ今後どう埋めていくのかという部分が今回の見直し策定のスタートラインで、どのように議論がなされてやっていこうとしているのか、そこを十分説明してあげることが大事だろうと思うんです。その辺り、部長、さらに努力をしてほしいと思います。何か特にその件についてありますか。

中島企画振興部長 知事がこれからどう取り組むかというところでは、御存じのとおり、一つが大分県版地方創生。基本的には地方創生の施策がおおむね集約されてくると。これを人口減少対策というところで、どう分かりやすく見せるのかがあると思いますけれども、基本的には安心・活力・発展プランの中に地方創生は包含されるものであって、そのプランを作りあげの中で、それも同じように議論がされていくと。それをしっかり私どもが地方創生の部分だけを取り出して見せるのが総合戦略になっていくんだと思っています。

麻生委員 もうこれで終わりますけれども、その辺りの部分、今後のパブリックコメントのタイミングとか、どこでどういう論点について意見を求めるかという部分、いくつかポイントが出てくると思うんですね。しかも、専門委員の方々それぞれの意見を集約する。いろんな各分野の委員の方々、もう大体分かりますよね、そういった委員も公表されてて、どのタイミングで、どのような形でそういった方々の意見が集

約されて、そういった声も含めて見直しをやっていくかが鍵を握ってこようかと思えます。そこら辺について新たな工夫、前回と違う事業構築、特にこういった見直しをしたいというのが明確になれば、また当委員会で説明をしていただければと思います。

特に前回は地方創生対策特別委員会を県議会でも設置しましたが、今回は各常任委員会での分野ごとの所管事務調査を中心に意見集約する。見直し作業は議会承認案件ですよね。そういう形でやっていくという方向になるかと思えますので、それも含めて、議会も県民の代表としての意見集約、そして議会承認という責任がありますので、それに対するスケジューリングとパブコメのタイミングといった部分はできるだけ早めに示すようお願いしたいと思います。

木付委員長 ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

中島企画振興部長 6月6日から6月26日にかけて実施された県内所管事務調査では、地域活力づくり総合補助金等で支援した団体・施設のほか、JR鶴崎駅におけるバリアフリー化やラグビーワールドカップの会場となる大分スポーツ公園、現在キャンパス整備を進めている県立芸術文化短期大学などを調査いただき、誠にありがとうございました。

いただきました御意見は、今後の施策にいかしていきたいと考えています。本日は、その御意見のうち、ネットワーク・コミュニティの取組について、担当課長から説明します。

中山おおいた創生推進課長 ネットワーク・コミュニティの取組について、御説明します。

資料の1ページの左側を御覧ください。

少子高齢化等で集落機能の低下が懸念される中、本県では平成20年から小規模集落対策を開始しました。

当初は、各地域に行政が入り込み、スポット的に個別の課題解決の支援を行いました。その後、補助率や対象集落等を広げながら推進して

きましたが、そもそも単独では生活機能や集落機能に支障を来す集落が増えてきていることもあり、より面的な取組が必要になってきました。同時に、行政主体の取組では活動の継続性が生まれにくいこともあり、住民が主体となった計画的・継続的な地域づくりの重要性が認識されてきました。

そこで、平成27年度から、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の願いをかなえるため、近隣の複数集落で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を推進してきました。

現状では3割を超える集落が小規模集落となっていて中、ネットワーク・コミュニティの核となる地域コミュニティ組織の設立を、市町村、振興局と連携して推進してきました。平成31年3月末で91組織、1,498集落で取組が行われています。

このネットワーク・コミュニティの構築に対し、段階的な支援を行っています。

資料1ページ右側を御覧ください。ネットワークコミュニティ推進モデル委託事業では、地域が行う住民アンケート調査や、課題解決の取組の試行を支援することで、地域コミュニティ組織の立ち上げにつなげています。また、小規模集落等支援事業費補助金として、立ち上がった組織が地域で策定した計画に基づいて課題解決のために行う様々な取組を支援しています。

2ページを御覧ください。これは好事例の横展開を行うために作成したネットワーク・コミュニティの事例集より抜粋したもので、まず臼杵市野津町都松地区です。エゴマ油や黒ニンニクなどの新たな特産品づくりのような、コミュニティビジネスに取り組む地域等を支援しています。なお、このエゴマ油は臼杵市のふるさと納税の返礼品として人気の高い商品となっています。

次に3ページを御覧ください。これは、国東市竹田津地区です。地区公民館を拠点として、社会福祉協議会等とも連携しながら、高齢者を対象としたカフェや見守り、食事会等を実施しています。

資料1ページの左下になりますが、こういっ

た地域コミュニティ組織の活動ノウハウの共有や課題解決に向け、大分県地域コミュニティ組織広域協議会を昨年度から設置したところです。積極的に地域づくりのフィールドワークを行っている大分大学の山浦准教授からも、県内事例の分析など、様々なアドバイスをいただくとともに、地域コミュニティ組織の役員や事務局員、市町村担当職員を対象に、研修会や先進地視察などを実施しています。

今後は、地域コミュニティの共通する課題の解決に向け、ネットワーク・コミュニティのさらなる構築、地域コミュニティ組織の持続的・自立的な運営、地域コミュニティ組織のネットワーク化の三つの柱を中心に、地域の主体的な取組を支援し、県民が住み慣れた土地に安心して住み続けられるよう努めていきます。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

一括して説明をお願いします。

藤井国際政策課長 大分県外国人総合相談センターの開設について報告します。資料の4ページを御覧ください。

県では、6月27日に外国人や外国人に関わる人からの相談を多言語で受ける大分県外国人総合相談センターを、大分市高砂町の公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団おおい国際交流プラザ内に開設しました。

本県では、在住外国人数は1万2千人を超え、今後もさらなる増加が想定されることから、外国人も安心して暮らせる地域社会の実現が課題となっています。

このセンターでは、毎週月曜日から土曜日まで在住外国人が生活や仕事をする上で抱える様々な疑問や不安について、窓口での相談はもち

ろん、電話、メールでも相談を受け付けます。県内各地に住む外国人からの相談に対応するため、定期的に市町村においても出張相談を行います。また、在留資格など専門的な相談に対応するため、定期的に行政書士などの専門家による相談会を行います。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語など、多言語コールセンターの活用により17言語で行います。また、センターでは市町村職員の研修を行い、市町村の外国人相談業務の底上げを図っていきます。

これらの取組により、県民と在住外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現していきます。**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレー・聖火フェスティバルの概要について御説明します。

次の資料5ページをお開きください。

東京2020オリンピックが来年の7月24日から8月9日までの17日間開催されますが、それに先立ち、聖火リレーが3月26日からスタートし、大分県では4月24日と25日に実施されます。

左下の2大分県の聖火リレールートをお覧ください。聖火は、愛媛県から到着し、県内18市町村を全て巡り、宮崎県に引き継ぎます。

一日目は、別府市を出発し、国東半島、県北部を巡り、日田市まで走行し、二日目は、玖珠町を出発し、由布市、豊肥地区、県南部を巡り、最後は大分市となります。

それぞれの日の最初となる別府市、玖珠町では出発式を、最後となる日田市、大分市では聖火の到着を祝うセレブレーションが行われます。

右側の3大分県での聖火ランナーをお覧ください。

大分県を走行する聖火ランナーは、2日間で160人から180人が予定されています。そのうち44人を大分県実行委員会が候補者の選定を行うことになっており、半数以上を公募することとなっているため、7月1日から8月31日までを募集期間として、現在、22人の公募を行っています。今日現在の応募者数は、5

77人となっています。あとの22人については、市町村から候補者を選出してもらい、合わせて44人を大会組織委員会に推薦します。決定は、12月以降に大会組織委員会が行います。

県実行委員会での聖火ランナーの選定は、国籍、性別、障がいの有無などを問わず、大分県にゆかりのある方で地域の発展に貢献している人などから行います。

大分県では全18市町村で聖火リレーを実施できますので、大分が誇る豊かな自然や歴史、伝統文化など特色ある県内各地を、全国、全世界にアピールしていきたいと考えています。

次の6ページを御覧ください。東京2020パラリンピックの聖火リレーについてです。

東京2020パラリンピックは8月25日から9月6日の12日間開催されますが、その前の8月13日から25日にかけて聖火リレー、聖火フェスティバル、集火式が全国で行われます。

聖火リレーは、競技会が開催される東京都、静岡県、千葉県、埼玉県のみで行われますが、その他の道府県では、聖火フェスティバルを実施できることとなっています。

下段の2大分県での聖火フェスティバルを御覧ください。大分県で実施する聖火フェスティバルは、8月13日から17日の5日間です。

現在、採火、火を多くの人に見てもらおうビジット、各地で採火された火を集める集火式、集めた火を東京に送り出す出立式の開催について、全市町村と協議をしています。

本県は障がい者スポーツの先進県ですので、多くの県民の皆さまの参加を得ながら、特色ある聖火フェスティバルにしたいと考えています。

木付委員長 ただいまの報告について、質疑はありませんか。

麻生委員 2点伺います。大分県外国人総合相談センターの開設に関してですが、来年度の国に対する要望・提言の中に、日本語パートナーズ事業の拡大・継続実施の要望をしているじゃないですか。こういったものとのリンクも工夫するとより良くなるのかなという気もしています。文科省が夜間中学について新たにぜひ設置

をしたい、チャレンジしたいとの話があるらしいのですけどね。確か大分県内で外国人が義務教育で学んでいる中学生がクラスで14、5人いるようなことも話をしています、当然日本語教育も必要だろうとの話もありますので、文科省の夜間中学を設置したいという話と、日本語パートナーズ事業の拡大継続とこの事業を何かうまくリンクさせると面白いことができるんじゃないかなと思います。アンテナを張って情報収集や情報連絡をしていただければと思います。

それから、オリンピックの聖火リレーに関してですが、どれだけの県民が参加できるかという部分も含めて、非常に夢のある話なんでぜひ頑張ってもらいたいと思います。そういう中で、近未来技術の社会実験の推進に絡んで、例えばアバターとかいろんな形で学校の児童生徒が、教室にいながらにして参加できるとか、何か面白いことがいろいろできるんじゃないかなと思うんですけど。そういうチャレンジもぜひ頑張ってもらいたいと思います。これは答えようがないと思いますが、いろいろチャレンジをすることは大事だろうと思います。議会としても応援できることは応援したいと思いますので、よろしくお願いします。

木付委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

木付委員長 委員外議員の方、質疑ありますか。

〔「なし」という者あり〕

木付委員長 ほかに質疑もないようですので、諸般の報告終わります。

この際、ほかに何かありますか。

衛藤副委員長 県内所管事務調査に行ったときに、玖珠町で暁雲福祉会がやっている森の米蔵に伺って、そのときに障がい者の就労の関係について御要望をいただきました。地域の中で、今あそこで働かされている障がい者の方々が日田の支援学校まで行かれています。そういう形で地域との関わり合いというのが非常になくて、ぜひ玖珠に支援学校の分校を造ってほしいという要望をいただきました。教育委員会にも話を つないでくださいとお願いしたんですけど、あ

れってその後どうなっていますでしょうか。

中島企画振興部長 すみません。詳細を承知していませんので、ぜひ確認してまた御報告申し上げたいと思います。失礼しました。

木付委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これをもちまして企画振興部関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時30分再開

木付委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

なお、本日は平岩委員が欠席しています。

また、委員外議員として森議員に出席いただいています。

それでは、まず第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 議案の説明に先立ちまして、私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

まず、一昨日、商工観光労働部の職員が器物損壊容疑で逮捕されました。これまでも、職員は県民の奉仕者としての立場を十分に自覚し、常に公務員としての節度を保ち、私事も含めて信用を失墜させる行為を行うことのないよう、事あるごとに指導していた中で、このような不祥事が発生したことは、誠に遺憾であり、被害に遭われた方、そして県民の皆さまに深くおわび申し上げます。

今後、しっかりと事実関係を調査し、再発防止に努めるとともに、より一層の綱紀粛正と服務規律の保持を徹底していきます。

さて、本日の委員会では、付託案件8件の審査をお願いしています。

このうち、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）については、大分県版地方創生の加速前進や先端技術への挑戦、災害に強い強靱な県土づくりの取組等に要する経費、約648億円を計上したものです。

また、第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項等を定めるものです。

次に、6月6日から26日まで行われた県内所管事務調査について報告します。委員の皆さまには、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査いただき感謝申し上げます。

私どもとしては、いただいた意見を今後の政策にできる限り反映していきたいと思っています。本日の報告では、調査においていただいた意見の中から、地方創生における市町村の取組及び県との連携について説明します。

最後に、諸般の報告として損害賠償の額の決定について及び大分県行財政改革アクションプランの進捗状況についての2件を説明します。

それでは、私から、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について説明します。

まず、歳入関係についてですが、お手元に配付の総務企画委員会資料の1ページを御覧ください。表の左下の歳入合計欄の右にありますように、今回の補正予算案は647億6,300万円であり、これに既決予算額を加えた累計は、6,463億4,200万円となります。

これを平成30年度当初予算額と比較すると、右から2列目の増減額（A-B）にありますように293億9,700万円、率にして4.8%の増となります。

今回の補正予算案の主なものは、まず上から三つ目第3款地方譲与税ですが、これは新たな森林管理制度を円滑に推進するために今年度創設された森林環境譲与税を9,100万円計上するものです。

表の中ほど、第7款分担金及び負担金の16億7,341万3千円、その二つ下の第9款国庫支出金230億8,419万円については、国の臨時・特別の措置を活用した防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく公共事業を積極的に受け入れることに伴うものなどです。

その三つ下の第12款繰入金は、財源調整に対応する財政調整基金や、県有施設の長寿命化へ向けた施設改修等に充てるための県有施設整備等基金の繰入れなどにより、71億2,436万4千円を計上しています。

その三つ下、第14款諸収入76億7,512万6千円は、県制度資金の貸付金元利収入などです。

最後に、その下の第15款県債250億9千万円は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業や、県単独事業である緊急自然災害防止対策事業に積極的に取り組むことに伴い、交付税措置のある有利な起債の発行が増加することなどによるものです。

以上で、歳入全般についての説明を終わります。

続いて、総務部関係の歳出について説明します。お手元の令和元年度総務部予算概要の2ページを御覧ください。

令和元年度総務部予算の一般会計についてですが、上から2行目の7月補正欄にありますとおり、今回の補正額は20億円の増額で、既決予算額と合わせた累計額は、1,550億890万3千円となります。

これを、平成30年度当初予算額（B）と比較しますと、右から2列目前年度対比（A）－（B）欄にありますように、5億9,825万1千円、率にして0.4%の増となります。これは、主に地方消費税清算金・交付金の増などによるものです。

次に、補正予算に計上した事業について説明します。

18ページをお開きください。県有建築物保全事業費、7月補正予算額20億円です。

この事業は、平成27年度に策定した大分県公共施設等総合管理指針に基づき、計画的な保全工事を実施することで、県有建築物を長期にわたり安全・安心な状態に保つとともに、建て替え時期の延伸によりコストを縮減し、財政負担の軽減・平準化を図るものです。

老朽化が進む県有建築物や公共インフラ施設の長寿命化を計画的・戦略的に推進するため、

本年度の組織改正で総務部県有財産経営室に、全庁横断的に長寿命化計画の進捗管理等を所管する公共施設総合管理班を新設し、今年度、本事業を土木建築部から移管しました。今後は施設改修を一元的に管理し、計画的な予防保全を実施していきます。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、さきほど審査しました企画振興部関係分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第55号議案大分県職員定数条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

後藤人事課長 第55号議案大分県職員定数条例の一部改正について、御説明します。

議案書は22ページですが、総務企画委員会説明資料の2ページで御説明します。

大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき、一般職に属する常勤の職員の定数について、上限などの必要な事項を定めているものです。

まず、1の改正理由ですが、病院局の職員定数について、県立病院の総合周産期母子医療センター内にある新生児回復病床における患者受入体制の充実を図るため、必要となる職員の定数を増員したいというものです。

その背景としては、合計特殊出生率が横ばいで推移する一方で、医療技術の進歩等もあり、

高齢出産が増加し、不妊治療の進歩により、医療的ケアの必要な新生児が年々増加している状況です。また、県内の分べん施設が減少している中で、県立病院の病床利用率は増加しており、大分産婦人科医会から機能充実の要望もあるなど、総合周産期母子医療センターとしての役割はますます大きくなってきています。

このような状況を踏まえ、2の改正内容にあるとおり、病院局の職員定数を現行708人から看護師10人を増員し、718人となるよう条例を改正するものです。

3の体制強化(案)にあるとおり、看護師10人を増員することにより、新生児回復病床の入院患者数に対する看護師の配置割合を現行の7対1、夜間12対1の看護配置から、常時6対1の看護配置とすることで、さらなる患者受入体制の充実を図るものです。

これにより、4の増員による効果のとおり、安心安全な周産期医療の強化につながるものと考えています。

最後に、5の施行期日ですが、今年10月に職員採用試験を実施するため、今定例会にて改正を行い、実際に採用する令和2年4月1日を施行日としています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととあります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第56号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正についてです

が、本案については、関係する文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

後藤人事課長 第56号議案職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について、御説明します。

議案書は23ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の3ページをお開き願います。

まず、1の改正理由ですが、民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたこと並びに国及び各県における勤務時間制度との均衡を考慮して、長時間労働の是正に向けた働き方改革を一層推進するため、職員の時間外勤務等に関し必要な事項を定めるものです。

次に、2の改正内容ですが、新設条項の第1項で宿日直勤務、第2項で時間外勤務を命ずることができることを規定し、第3項で時間外勤務を命ずることのできる時間数の上限を定めるための委任規定を設けるものです。

なお、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限については、民間労働法制における労働基準法の時間数に倣い、第3項の規則の概要に記載しているとおり、①原則として1か月45時間以内、1年360時間以内の範囲内で必要最小限とする旨を規定し、②通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に①の時間数を超えて勤務させる必要がある場合は、1か月100時間未満、1年720時間以内、複数月では平均80時間以内とすることを規定する予定です。

また、③大規模な災害の対応、その他避けることのできない事由の対応等公務の運営上真にやむを得ない場合については、時間数の上限を設けないこととし、上限時間を超えた要因の整理、分析及び検証を義務付ける予定です。

続いて、3の関係条例ですが、今回は、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例をあわせて改正することとしています。

最後に、4の施行期日については、令和元年8月1日から施行したいというものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

衛藤副委員長 この3項で具体的な時間の定めを行っているんですが、違反した場合の罰則はどのような形になってるんでしょうか。

後藤人事課長 罰則等の規定は特にありません。

衛藤副委員長 民間は罰則があるんですよね。結局、罰則がない限りはインセンティブが働かない部分もあるので、その辺はやっぱきちんと考えないと、ざるになってしまうおそれがあります。そこは懸念として申し上げます。

麻生委員 各部ごととか、目標数値があるのでは。特に総務部は推進、奨励するために、まず内輪からやるとか。

後藤人事課長 目標数値そのものは定めていませんけれども、さきほど原則を超える場合1か月の上限100時間未満と申し上げましたが、職員団体との間では80時間以内という形で確認しています。あるいは三六協定を結んでいる職場もあります。そこについては、80時間以内という上限を設けていますので、それが目標になるかと思っています。

木付委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでありませぬ。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

後藤人事課長 第57号議案会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について、御説明します。

議案書は25ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の4ページをお開き願います。

まず、1の制定の理由ですが、地方公共団体における一般職の非常勤職員について任用等の制度の明確化を図るとともに、明文化される会計年度任用職員に対する給付に関する規定の整備等を目的とした地方公務員法等の改正が令和2年4月1日に施行されることから、会計年度任用職員の報酬や期末手当等に関し必要な事項を定め、あわせて附則により関係条例の整備を行う必要があるため、この条例の制定をお願いするものです。

次に、2の制定・改正概要についてです。主な内容は3点あります。まず一つ目が会計年度任用職員に支給する報酬等の支給規定の整備で、会計年度任用職員に対する報酬等の上限や期末手当、通勤に係る費用弁償の支給規定を定めることとしています。二つ目が臨時的任用職員に支給する給料等の規定の整備で、常勤職員の代替となる臨時的任用職員に常勤職員と同じ給料表を適用し、期末勤勉手当や退職手当などの各種手当を支給することとしています。三つ目がその他規定の整備で、会計年度任用職員の分限、懲戒処分の適用関係の整理や引用している法令の条項改廃への対応などです。

5ページをお開きください。これらの内容について、制定・改正条例一覧のとおり、①会計年度任用職員の報酬等に関する条例を新たに制定し、附則において②から⑱の条例の改正を行うことで整備したいというものです。

最後に、3の施行期日については、元号の改正に伴い改正するものについては公布日から施行し、それ以外については改正法が施行される令和2年4月1日から施行したいというものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会の回答は全て、原案のとおり可決すべきとのことでもあります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第58号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

後藤人事課長 第58号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、御説明します。議案書は33ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の6ページをお開き願います。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、本条例により支給しています。

今回の改正については、1の改正の理由にあるとおり、国及び各県との均衡を図るため、家畜伝染病の防疫作業及び身辺警護等作業に係る手当の支給対象となる作業の範囲を拡大するものです。

2の改正の内容ですが、①の伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の対象拡大については、昨年9月以降、岐阜県及び愛知県において豚コレラが発生していることを受けて、国が豚コレラを手当の支給対象に加えたことから、本県においても同様に支給対象に追加するものです。

次に、②の身辺警護等作業に従事する警察職員の特殊勤務手当の対象拡大については、令和

元年5月1日の新天皇即位に伴い、現行の支給対象である天皇等に加え、新たに上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃を支給対象に追加する人事院規則の改正が行われたことから、本県においても同様に支給対象に追加するものです。

最後に、3の施行期日については、公布日施行を予定していますが、2の①の伝染病防疫作業に係る改正規定については、最初に本県職員が愛知県にて豚の殺処分を行った平成31年2月18日に遡り適用したいというものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

麻生委員 伝染病防疫作業の特殊勤務手当は、口てい疫と豚コレラと鳥インフルエンザ、全部一緒でしょ。聞いたところ、作業そのものが全然違うらしいんだけど、そういった部分について違いはあるんですか。

後藤人事課長 単価は1日380円なんですが、口てい疫については、牛のと殺等の作業は危険だということで倍の760円の手当額です。そこが違いです。

麻生委員 豚コレラも大変だったということで、大分県からの派遣に対する感謝も岐阜県からおっしゃっていただいたので、今後、内容についてもよく研究しておく必要があるかと思えます。そのことだけ申し上げておきます。

木付委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、全ての常任委員会に関係がありますので、合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐藤財政課長 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は35ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の7ページをお開きください。

今回、1の改定の基本的な考え方とおおり、改定の内容は大きく二つです。

一つ目は、令和元年10月からの消費税率引上げによる改定が35件、二つ目は、施設の改修等による新設・改定が2件です。

2の改定内容について御説明します。

まず、(1)の消費税率引上げによるものです。前回の平成26年4月の引上げと同様に、消費税法上、課税対象となっている使用料及び手数料について、税率の引上げ分2%を転嫁するものです。

対象は、表の下、主な内訳の大分スポーツ公園など17件の使用料と、技能検定試験などの18件の手数料で、これに伴う今年度半年分の増収見込額は、表中2段目消費税引上げ対応分(合計)の一番右、増収見込額欄の277万6千円です。

また、使用料及び手数料条例以外にも、大分県港湾施設管理条例などの他の11事務で、消費税引上げに伴う改定を行う予定となっております。それらの影響額は1,457万7千円となっております。

次に、(2)の施設の改修等によるものです。

一つ目、①の大分スポーツ公園照明設備使用料は、ラグビーワールドカップの開催に向けて照明設備を整備したことにより、条例で設定している照度区分よりも高い照度での利用が可能になったため、新たに区分を設けるものです。使用料の額は、既存の使用料に、増設した照明設備の減価償却費を加えて設定しています。

続いて、②の産業科学関係事務手数料です。産業科学技術センターで実施する食品分析等の試験手数料について、試験区分を分かりやすくするため、分割及び細分化するものです。あわせて、民間企業が実施している等の理由により、近年、産業科学技術センターへの依頼がない試

験区分について廃止します。

全体の試験区分数は109区分から34減の75区分になりますが、試験の実施内容は変わらないため、手数料の変更はありません。

最後に、条例の施行期日は令和元年10月1日としています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、合い議をしました各常任委員会の回答は全て、原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

吉富税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の8ページをお開き願います。議案書は58ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてですが、(1)自動車税種別割については、①恒久減税として、消費税率10%への引上げにあわせ、自動車ユーザーの負担軽減や市場の活性化等を図るため、令和元年10月1日以後に新車登録を受けた自家用乗用車の税率を引き下げるものです。具体的には、下の表のとおりですが、排気量の区分に応じて総排気量の小さい自動車ほど、税率を大きく引き下げるもので、自動車ユーザーの担税力に見合ったものとなっております。

次に、②グリーン化特例(軽課)の見直しと

しては、環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例の適用対象を、電気自動車等に限定するものです。ただし、消費税率の引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から適用となります。

(2) 自動車税環境性能割については、環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車の税率の適用区分の見直しを行なうものです。

さらに、消費税率引上げに伴う臨時的軽減として需要平準化のために、本年10月1日から来年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合においては、環境性能割の税率を1%分軽減します。

具体的には、上から3段目、令和2年度燃費基準プラス10%達成車では、平成28年度改正では非課税となっていたものが、今回厳格化され、1%となります。ただし、これを1年間は臨時的軽減として1%引き下げ、非課税となるものです。

(3) 法人事業税については、下の図にあるとおり、現行の地方法人特別税(国税)は平成28年度税制改正において、本年10月に法人事業税に還元することとされていました。しかし、近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力の差が拡大してきたことを受け、平成31年度税制改正において、新たな偏在是正措置として、還元後の法人事業税の一部を新たに分離し、特別法人事業税(国税)が創設されました。これに伴って、法人事業税の税率を引き下げるもので、本年10月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

なお、図の点線部分にありますとおり、特別法人事業税(国税)の全額は、特別法人事業譲与税として、人口を基準として案分し、都道府県に譲与されます。

(4) 個人県民税については、子どもの貧困に対応するため、事実婚ではないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、個人県民税を非課税とするもので、令和3年度分以後の個人県民税が

ら適用となります。

3のその他規定の整備については、(1)元号の表記を令和に改めるものと(2)引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

4の施行期日については、原則、令和元年10月1日施行としています。ただし、一部の規定については、記載のとおり施行日となります。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第62号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

吉富税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料10ページをお開き願います。議案書は84ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している各省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてですが、下の表を御覧ください。この表の左から2列目、対応する法律に記載している過疎法、離島振興法、地域経済牽引事業促進法、半島振興法及び山村振興法に基づき実施している県税の課税免除又は不均一課税の適用期限を平成31年3月31日から令和3年3月31日まで2年間延長するほか、元号の改正等による規定の整備を行なうものです。

3の施行期日については、公布の日としていますが、適用期限の延長については、平成31年4月1日に遡及して適用します。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

麻生委員 過疎法とか各法の2年延長、これはいいんですが、各振興計画に基づいて、法適用で助成のかさ上げ等もろもろの部分は並行してしっかりやっていくことでよろしいんですかね。振興計画そのものも、例えば半島振興計画とか具体的な計画があるじゃないですか。それはこの2年間延長に基づいて延長するのか、しないのか。延長することによって国に対する助成措置事業とかも、既に見直しを並行してやっているのかどうなのか、そこら辺を説明してもらえますか。

吉富税務課長 今回、課税免除の関係の基になりました総務省令の改正の中には延長の部分しか今のところありません。ですから、委員が言われた内容をもう少し掘り下げてとか、新しいものにするとというのが、ちょっとそここのところが……。

和田総務部長 例えば過疎法で申し上げますと、過疎法の期間というのはこの税の2年という期間とは別に5年とか10年と長い期間になってまして、その5年ないし10年という長い期間で、税のみならず、ほかのいろんな財政上の措置も含めてやっていました。そのうち、この税の部分だけは2年ごとに一応毎回見直しをかけていこうということで、この2年となっています。当然それとは別に、財政上の措置はもうちょっと長い期間だったりする中で、それは当然やっていますし、過疎法について間もなく期限がきますので、また次の延長の議論が、今、正に始まろうとしています。その中で当然新しい議論もしていきます。

麻生委員 いずれにしても、この振興法が2年延長と。2年延長することによって振興計画そのものも延長するわけですから、見直しをして、かさ上げ助成とか、そういった制度も最大限活用してできるものはやっていかないと、もう周辺部は人がいなくなるわけだから、その危機感が余りにも足りないんじゃないかと、その問題認識を指摘しているわけで、そこはしっかり

やってほしいと思います。

木付委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

塩月市町村振興課長 県内所管事務調査で振興局を調査していただき、ありがとうございました。調査においていただいた意見に関連して、地方創生における市町村の取組及び県との連携について御説明します。

資料の11ページを御覧ください。

県では、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略に基づき、市町村とともに、少子高齢化、人口減少社会への対応に全力で取り組んでいますが、各市町村においても、平成27年度に策定した第1期地方創生総合戦略が終了することから、第2期総合戦略の策定が求められているところです。

11ページにあるとおり、県内の市町村は全て本年度中に第2期総合戦略を策定して、令和2年度から次の第2期が始まるということです。

第2期総合戦略の策定にあたっては、第1期総合戦略の成果と課題について十分な検証・分析を行い、その結果を反映させていくことが必要となることから、各市町村においても、現行総合戦略の進捗状況等について十分な検証・分析を行った上で策定に向けた議論を行っていくこととしています。

県としても、各市町村がより実効性のある第2期総合戦略を策定できるよう、市町村長が参加するまち・ひと・しごと創生本部会議や市町村の実務担当者で構成される同幹事会の開催や検証策定委員会への参画等を通じ、市町村の自

主性・自立性を尊重しながら、検証・分析に係る助言や情報提供など、必要な支援を行っていくこととしています。

続いて、資料の12ページを御覧ください。大分県版地方創生を効率的に推進していく上で、市町村との連携は不可欠ですが、より効果的に連携を進めるためには、現場に近く、市町村や地域の現状をきめ細かく把握している振興局の存在が重要となってきます。そこで新たな取組として、当課が事務局として開催している振興局次長会議の場を活用し、振興局が窓口となり、県と市町村とが連携を必要とする各種施策について、地域の課題や実情を十分に踏まえた上で議論を深め、施策の実現を図っていくこととしています。

県と市町村との連携を強化することにより、共に手を携えて、大分県版地方創生を加速前進させていきたいと考えています。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

麻生委員 地方創生に関して、市町村とか振興局の位置付けは分かったんだけど、企画のおおいた創生推進課との連携というのが、全体で見ると非常に重要になってくるんでしょうけれど、その辺りは、実態はどうなってるんですか。

和田総務部長 市町村との連携に関しては、そもそも知事をヘッドとして、知事と全18市町村が入る地方創生の県内の本部会議がありまして、それを年に何回か開催して、そこでしっかりと県と市町村の調整をするということがまず一つあるのかなと。それに加えて、現場レベルでは、今申し上げたような連携をしています。

麻生委員 企画のおおいた創生推進課、ここの連携というのは具体的にどういうこと。

和田総務部長 正にさきほど申し上げた18市町村と知事との意見交換会の場自体をおおいた創生推進課が所管して主催し、そこが市町村との連携の窓口をやっているという状況で、それに加えて振興局を所管してる我々として、現場レベルでもこういった連携をしていく、そういう形でやっています。

麻生委員 大分県版地方創生の総括に関するについて、県議会で百条委員会を作れというような厳しい陳情が出ているのは御承知のとおりです。さきほど企画のところでも議論したんですが、こういうことにならんように、しっかりと体制をとってやってほしい。

議会承認案件になることでしょうかから、財政課もそのの場所をしっかりと。議員は今回全員が委員には入ってないわけで、最終的には議決権を行使するしかないわけですよ。その議決権を行使する段階で、しっかりとしたデータとかその経過も含めて、あるいはパブリックコメントも、どのタイミングでどのような形でのような意見が出てくるかという報告も含めて、県議会に対しての報告を。途中経過報告をどのようにしていくかという部分については、窓口は財政課長でいいのかな。（「はい、いいです」と言う者あり）その辺ちゃんとよく事務方で内部連絡をして、出すことをお願いしたいと思います。

あわせて、昨日もデータについて市町村振興課にお願いしましたが、一人当たり県民所得が市町村ハンドブックからいつの間にか削除されて消えてなくなっている。もう一つはやっぱり一人当たりの賃金所得などの賃金ベース。働き方改革もある中で、生産効率がどうなっているのか。各市町村はじめ、その把握がないまま議論しようたってできないと思うので、必要なデータを経年変化が見えるような形で資料はしっかりと提供していただいて、我々にも報告していただくように求めておきます。

木付委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

一括して説明をお願いします。

塩月市町村振興課長 お手元の総務企画委員会説明資料の13ページをお開き願います。

損害賠償の額の決定についてです。

1の概要にありますとおり、平成30年7月26日16時頃、玖珠町大字戸畑平川交差点上で、西部振興局職員の運転する公用車が、大分方面車線で信号待ちの大型トレーラーに前方不注意により追突し、車体右後部を破損させた物損事故です。けがはありませんでした。

2の損害賠償額についてですが、①相手の車両修理費35万円と、②相手車両の休車に伴う営業損害203万6,006円の計238万6,006円となります。

このうち、任意保険対物賠償額上限額の100万円を超える138万6,006円について、5月22日付けで専決処分により決定したことを報告するものです。

なお、賠償額については、5月29日付けで相手方に支払を行っています。

また、再発防止に向けて、職場内において安全運転の励行を呼びかけるとともに、職員一人一人が交通法規遵守及び交通事故防止に心がけるよう一層の周知徹底を図っていきたいと考えています。

中村行政企画課長 大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について御報告します。

お手元の資料の大分県行財政改革アクションプランの進捗状況（平成30年度末現在）を御覧ください。

1ページの「大分県行財政改革アクションプラン」の概要を御覧ください。

第2アクションプランのポイントにあるとおり、基本目標として、新長期総合計画を支える行財政基盤の強化、具体的には財政調整用基金残高324億円の確保等を掲げて、第3取組の柱にあげる1歳入の確保から、5多様な主体との連携・協働の推進までの五つの柱に沿って、120項目の具体的な内容と時期を明示して取組を進めているところです。

次に2ページ、「大分県行財政改革アクションプラン」の進捗状況総括表を御覧ください。

表の左半分1項目数について、一番下の合計欄を御覧ください。プランの目標総数120項目のうち、平成30年度までに取り組むべきも

のは110項目です。これに対して実績は、プランに掲載していない新規の取組等も含め125項目となっています。

次に、表の右半分、2効果額について、こちらも一番下の合計欄を御覧ください。プラン期間中の目標総額は78億4千万円ですが、そのうち30年度までの目標額は、60億円となっています。これに対して実績は、事務事業の見直しや県有財産の利活用が進んだことなどにより、96億9千万円となっています。

次に3ページ、「大分県行財政改革アクションプラン」の主な取組（平成30年度）を御覧ください。

資産マネジメントの強化として、ネーミングライツの導入拡大では、新たに別府港北浜ヨットハーバー、おおいた動物愛護センタードッグラン・多目的広場、県立武道スポーツセンターの3施設にネーミングライツを導入し、施設の維持管理に係る負担軽減を図っています。

その下、県有財産の売却・有効活用では、旧大分東警察署や旧日田土木事務所といった未利用財産の売却や、未利用地や庁舎等の貸付けを行い、約6億4千万円の効果があがっています。

そのほか、組織の見直しとして、税務職員の専門性向上、体制の充実及び業務の効率化を図るため、県税事務所の再編を実施しました。

最後に4ページ、アクションプランの基本目標である財政調整用基金残高の推移と県債残高（一般会計）の推移を御覧ください。

いずれも30年度決算見込みですが、基金残高については、左のグラフにあるように、目標額を5億円上回る361億円と見込んでいます。プランの最終年度となる今年度末についても、安定的な財政運営に必要な標準財政規模の1割、324億円を確保できるものと考えています。

県債残高については、右のグラフにありますように、総額は6年連続で減少し、臨時財政対策債を除く実質的な残高は17年連続で減少する見込みです。令和元年度末は、喫緊の課題である強靱な県土づくりを強力に推し進めていくため、総額、臨時財政対策債を除く実質的な残高共に目標額を上回る見込みですが、今後も引

き続き、県債残高を適正に管理し、財政運営の健全性を維持していきます。

木付委員長 ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別に御質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

麻生委員 冒頭に話があった職員の不祥事、実際のところ、社会人枠の採用とか、そういった部分について問題があるのかなという気がするんだけど、今、人事委員会で全部やっているわけで、総務部に質問しても答えられないとは思っている。ただ、そういった不祥事を起こした職員の採用時に、例えば民間企業だったらSPIとかいろんな検査による傾向とか分析とかによっていろんな対処とか風通しとか対策を練るわけなんだけれども、そういった分析、フォローの仕組みは、何かあるんですか。

後藤人事課長 採用試験はペーパーテストと面接で行っていて、はっきり名称は覚えてないんですが、本人の性格の傾向を計るものは人事委員会でやっています。それを面接の参考にするという程度で、それをもって可否の判断はしていない状況です。

麻生委員 最近、とにかく即戦力という形で社会人枠という採用をしているんだけど、実際に面接するのは、配属される専門の特別な分野の職種、あるいは一緒に働く人たちが面接するわけじゃないでしょう。多分そういった人たちは関与してなくて、配属されて、それからという形になってると。

普通、民間企業だったら、実際に一緒に働くところの所属長とか、そういった人たちが面接するという形なんだけれども、公務員の場合全然違う。民間だったら、途中で転職する人もヘッドハンティングし、優秀だから、今の職業よりも余計に給料を出すのでうちに来てねという話なんだけれど、どうも県の社会人枠は、何をもち、その御本人が転職するというのか。安

定を求めてとか、大分に居たいからとかね。何か本来の趣旨の採用の仕方と全然違った形の採用をしていること自体に、問題があるんじゃないかなと思うわけ。そういった部分については改善、見直しとか、何らかの研究をやっていく必要があるかと思うんだけど、その部分は何か動きがあるんですか。

後藤人事課長 社会人の試験を実施しているのは上級職の一般行政、事務と今年度は総合土木で行っています。過去は林業も行ったことがあります。面接においては、人事委員会の委員あるいは事務職員、私どもも含めて入りますし、技術職員に関しては土木建築部の所属長レベルの職員なども面接員に入って面接をしている状況です。

さきほどは申し上げませんでした。社会人経験者枠の試験については論文試験を行い、社会人の経験を踏まえた論文を書いて、それも試験の参考にしています。

麻生委員 起こってしまったことはもう仕方ないんだけど、社会人枠で採用枠を取って採用するということは、その職場がミッションを持っていて、それぞれがもうぎりぎりのところで行革をしながら、目標、指標を持ちながら業務をやっていると思うんですね。即戦力として採用した一人がぽこっと抜けるわけでしょう。その穴埋めがとても大事だろうと思うので、その穴埋めの部分も含めてしっかりフォローしていく必要があろうかと思えます。人事あるいは人事委員会の採用の在り方も含めて、抜本的に検討して、何らかの方向性を出して説明をするように急いでやっていく必要があると思っておりますので、そのことだけ指摘しておきます。

木付委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔委員外議員、総務部退室〕

木付委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

木付委員長 何か御意見はありませんか。

〔協議〕

木付委員長 それでは、お手元の資料の日程、行程で行いたいと思います。

今後、変更の必要が生じた場合は、委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 別にないようですので、これをもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。